特定建設工事共同企業体の基準について

神栖市建設工事及び委託業務等の契約事務に関する規程の一部であります、特定建設工事共同企業体に関連することについて一部改正をしました。

平成２８年４月１日以降に発注する工事等に適用されます。

〔主な改正点〕

・対象工事の種類及び規模について以下のとおり変更しました。

　特定建設工事共同企業体に発注することができる工事は、次の各号に掲げる工

　事とし、制限付き一般競争入札によるものとする。

　　① 設計金額が１０億円以上の土木工事

　　　特殊工事については５億円以上

　　② 設計金額が１０億円以上の建築工事

　　　また、前項に規定するもののほか、特殊な技術を要し、確実かつ円滑な施

　　工を確保するための技術力等の結集が必要であると認められる工事について

　　は対象工事にすることができるものとする。